

広島県森林審議会第 137 回森林保全部会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 5 月 12 日（月） 13 時 30 分から 15 時 30 分まで
- 2 場 所 東広島市西条昭和町 13-10
広島県東広島庁舎 1 階 101 会議室
- 3 出席委員 加藤部会長、小林委員、里見委員、正本委員
- 4 諮問事項 東広島市八本松町における工場用地とするための保安林の指定の解除について
- 5 担当部署 広島県農林水産局 森林保全課 保安林グループ
TEL (082) 513-3706（ダイヤルイン）

（事務局）

ただ今から「広島県森林審議会第 137 回森林保全部会」を開催いたします。

まず始めに、本日ご出席の委員の皆様を五十音順でご紹介させていただきます。

加藤委員、小林委員、里見委員、正本委員でございます。

また、加藤委員には部会長になっていただいております。

森林保全部会の委員総数は 4 名でございます。

現在、4 名のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしており、会議は成立しております。

また、当部会で審議される保安林の指定の解除に関する案件につきましては、企業の事業活動情報や個人情報といった非公開情報に相当する内容についても審議の対象になることが想定されますので、会議の傍聴については非公開、議事録については非開示情報を除いた一部公開としております。

それでは、開会にあたりまして、広島県農林水産局林業振興担当部長の川崎からご挨拶申し上げます。

（部長）

では改めまして、森林審議会第 137 回森林保全部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は加藤部会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、本部会へご出席いただきまして、ありがとうございます。平素より、森林・林業行政の推進につきまして、格別のご指導、ご協力を賜っておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日、ご審議いただくのは、先ほど現場を見ていただいたところでございますが、4 月 17 日付けで知事より森林審議会会長に諮問されました、〇〇〇〇を申請者とする（〇〇〇〇は企業名

であり、以下「申請者」と表記する)「東広島市八本松町における工場用地とするための保安林の指定の解除」でございます。

詳細につきましては、後ほど、担当よりご説明させていただきますが、申請者は、当該地を拠点として半導体メモリ、特に DRAM の開発・生産を行っておりまして、世界的に需要が増す中、これまでは既存工場の設備更新により生産増に対応してきていたところ、今後更なる需要の高まりが想定されることから、現在の工場の施設規模では限界があるとして、この度、既存工場の隣接地への新たな工場整備に取り組むとして、今回、保安林解除申請が行われたところでございます。

委員の皆様におかれましては、幅広い見地から、本案件に関わるご指摘、ご指導をお願いしたいと存じます。

限られた時間ではありますが、どうか忌憚なくご議論そしてご意見をいただきまして、ご答申いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

本来はここで諮問書の内容を朗読し、手交させていただくところでございますが、諮問書の写しをお手元に配布させていただいておりますので、割愛させていただきます。

それでは、広島県森林審議会運営要綱によりまして、森林保全部会長が部会の議長として議事を運営していただくことになっておりますので、よろしくお願いします。

(部会長)

それでは、まず私からご挨拶をさせていただきたいと思います。

森林審議会森林保全部会の部会長を仰せつかっております、加藤でございます。皆さんよろしくお願いします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お越しいただき、誠にありがとうございます。

本日は、森林法に基づく「保安林の指定の解除」1件につきまして意見を求められております。本日は、天候に恵まれた中、現地調査、確認を十分にできたと考えております。

委員の皆様方の忌憚のないご意見を頂き、当森林保全部会としての答申を行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

はじめに、要綱第4条の規定により、本日の議事録署名者2名を指名することとなっております。

里見委員、正本委員にお願いいたします。

それでは、本諮問案件の審議に関係いたしますので、当部会の分掌事項のうち、保安林の指定の解除と林地開発許可制度の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料で説明

(部会長)

続きまして、前回の第136回審議保全部会の案件の処理状況及び、それ以降諮問すべき基準以下

の林地開発許可処分状況について事務局より報告をお願いします。

(事務局)

資料で説明

(部会長)

ただいまの報告につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

では私から1つだけ、前回の案件ですけれども、これは廃止となっておりますが、こちらについては取り下げたということですね。

(事務局)

そうです。

開発自体を完全に廃止されたようなので、再度計画をしようとする場合は改めて申請し、許可を得なければならない状況です。

(部会長)

分かりました。

それでは、令和7年4月18日付けで、知事から森林審議会に諮問のありました議案について審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料で説明

(部会長)

ありがとうございます。

ただいま、事務局より説明いただきました保安林解除の案件について、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

(委員)

申請者へ（土地を）譲渡された方々がいらっしゃいますが、保安林について譲渡するときには何ら規制はないのですか。

(事務局)

保安林の土地自体の権利のことですか。

(委員)

前（土地を）持っていた地主が申請者に譲渡する、売買する、その際には法的には何ら制限はないわけですか。

(事務局)

そうですね。

保安林という制限はついて参りますけれども、売買であつたり譲渡であつたりすることに関しての制限は他の土地と全く同じです。

(委員)

そういうことですね。

そうはいっても1級地(保安林の解除)ということになれば、公にしたときに、やっぱり公平、公正、妥当性、これがついて回ると思いますが、その辺はかなりシビアに説明していただいたということでもあります。

なぜ工業団地だったのに、例えば県が土地を買って、工業団地の一部として拡張工事をしなかったのだらうと。それを教えていただけますか。

(事務局)

今回の内容については、申請者の考えに基づく拡張計画になるのですが、当初、この吉川の工業団地を計画した時には、事前に下話があつたかどうかは分からないのですけれども、こちらに検討して大きな工業用地を誘致しようということで、県の方で敷地自体の造成、手続きも含めて行い、その上でそこに来てくれる者について誘致しようということでした。

その時も、その土地利用計画の中で、そういった工場利用の企業を誘致しようというところがあったところですが、今回そこにいろんな他にも会社がいくつかこの中にいらっしゃるのですが、そこがいっぱい埋まっているという状況で、申請者も、もともとは他の業者から引き継いだという中で、どうしても手狭になつたということで、あくまでも、自社の考え方で造成していこうということですので、そこについて、行政がどこまで突っ込むかというところはなかなか難しいところがありますので、そこは会社の中で考えてくださいというところで、手続きについてもやってくださいと言わざるをえないと思います。

(委員)

その辺は、かなりの協議はなされているのですか、広島県では、前段で。

(事務局)

もともところちらの申請者の今回の開発についても、すでにいろいろなところから、造成計画あるいは資金を投入してやっていこうというところについては、県も含めて、協力しているところだと思いますが、その中で、保安林(担当部局)を含めた行政機関まではなかなか突っ込んだ話(協力)はできないのではないかと思います。

(委員)

非常に、広島県にとっても日本にとっても大変重要な案件であるということですね。

(事務局)

民間の事業とはいえ、公益性がかなり高い事業だというふうに認識しております。

(委員)

それ（＝公益性が高いこと）イコールの、第1級地（保安林）の解除イコールということ（判断材料）にはならないのですか？

(事務局)

かなり大きな部分はあると思います。

公益性の高さというのは。

(委員)

その妥当性というものがね、ちゃんとあるのであればそういうことに尽きます。

民間開発の場合はいいのか、公の開発の場合ではいいのか、そのへんがね。

民間だったらやっぱり我々、要するに「民間ではじかれた人、申請出して、保安林解除ではじかれたという人」が見たときに、聞いたときに、「ああやっぱりね」というよりは、逆に言えば、「公だから（解除）したんだ。これは仕方ないよね」と。

1つの逃げ道じゃないですけど、あったわけだから、当然今の質問がきた時に。

ですから我々が判断するということになれば、非常に大変な結論・結果として出さなければいけないことになるかなというふうに思います。

まあ意見です。

(部会長)

他にございますでしょうか。

(委員)

1つ、教えていただきたいのですが、説明資料の1の2ページの利害関係者の意見の聴取、というのは誰がどのようにされるのですか？

(事務局)

市長の意見は、県の方から意見照会をして意見をいただいております。

地元関係者につきましても、事業者も中心になっているのですが、東広島市の企業誘致担当の方も一緒になって地元説明会などを開催して地元の方の同意を得ている状況です。

(部会長)

ありがとうございます。

他に何かありますでしょうか。

(委員)

今回の案件については、指定理由の消滅ということですね。

それと、1級地の保安林の考え方というのは、資料の1の1ページのところに、原則として解除は行わないものとするを書いてあるのですが、原則としてだから例外はあるのだらうと思うのですが、例外のことを何も書いていないのですが、例外についても何か基準といいますか、考え方があったりするのでしょうか。

(事務局)

特に示されたものは見つからないですけども。

(委員)

これは何に書かれているのでしょうかね。

原則として解除を行わないものとするというのは、根拠といいますか何に書いてあるのですかね。

(事務局)

そうですね。

国の通知の中に。

(委員)

通知になるのですかね。何でしたっけ、何かありましたよね。保安林の運用についてか何か。

(事務局)

林野庁の長官の処理基準か何かに。

(委員)

例外のことは、特に言及はない。

(事務局)

今回のように、線のように長くなっているところを、今回のこの事業に対して、それ（1級）を理由に駄目とするのかであったり、島状に点々となって残っていたところであるとか。

やはりまとまりがあるようなものを解除するときは、なおハードルが高くなるかと思うのですが。

今回の場合はそういったところも加味して、事前に林野庁にも相談している中で、また別途新たに保安林を設ける形として、1級保安林となるのですが、そういったところで、解除が認められるかなというふうな感触のご意見は今までにいただいております。

(委員)

そこの代わりになる1級地を確保できるので、ということは、1級地の場所を変えるという考え方になるのですかね。

そういうヒョロヒョロのところでもわざわざ1級として残したのであれば、それは残したのだから、それはもう前回の開発のときに決着はついていて、そこはもう二度と手は付けてはならないと

いう、わざわざあんなところを残すくらいですから。

そう考えると、そうおいそれと、ここに書いてある原則として解除は行わないという、おいそれとはできないという、もともとはそういうことなのかなと。

(逆に) 最初の1級の設定の仕方がおかしいかったというか。わざわざこんなヒョロヒョロの1級を設定したのがおかしかったのではないかなと、個人的な感想です。

(事務局)

説明資料1の3ページのところの真ん中のところに転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分というところで、1級地になるポイントが5つ挙げられていると思うのですが、今回が5番目の、前回の保安林解除に伴い残置し又は造成することとされたものと、ここに当たるものが残っていたということなのですが、これ以外の1から4のところの考え方については、地形的に或いは周辺状況から勘案して、非常に重要な保安林ですよという位置付けのものが1から4のところで、今回のようなレイアウト的に残されたものっていうのが、それも当然必要があつてということではあるのですが、ちょっと特殊な、他のものと比べれば特殊な位置付けのある1級地だと。

今回増設の中で、本来外周にあるべき1級をじゃあどうするのと言ったときに、今回増設する外側に、できる限り入れることであつたり、他に設けるということであつたりということでは、それに対応しているということで、県の中でもさっき(部長に)言っていたように、そういったタイプの1級保安林を解除するケースでは、同じように外周に設けることで要件を満たしていると判断された事例が多いというふうには確認はできております。

(委員)

他にも同様な事例っていうのはあるということですね。

(事務局)

このパターンが、土石の採掘である場合だとかによく、こういった形のパターンがあるということが見受けられます。

(委員)

しっかり整理できていれば異存は全くないのですが、こういうのはけっこう、あとで他の団体からつつこまれて、しどろもどろになって答えられないなんていうことにならないように、考え方は説明できるようにしておく必要があるのかなと、ちょっと心配しましたのでお伺いさせていただきました。

(部会長)

他になにかありますでしょうか。

(委員)

事前説明のときもちょっとお話をしました、今日現地拝見して、植生上はそんな特殊なものはあまりないというか、全部メモはして帰りましたが、ただ先ほど復元のときに、マツとヤシヤブシと

ということでの復元ということだったのですが、できるだけ表土を活用して、埋土種子なども、速やかにもともとあった植生に回帰できるという方法を努められれば、お願いできれば、ありがたいのかなと。

いわゆる、保安林としての質の問題ですね。

復元するのであれば、そういうところは一意見として申し上げておきたいと思います。

(部会長)

それでは、私から一点質問ですが、委員がおっしゃった通り、確かに公益性というところは大事だと思いますが、この部会の場としては、ここに書かれている説明資料1の文言に一言一句したがって対応できていることを確認するものではないということ。

それはよろしいですかね。

総合的に解除する案件の妥当性を評価するものだという位置付けであることはよろしいですかね。

(事務局)

この解除の要件に、今回の事業内容が適合しているかということの評価していただくということ。

適合しているという言葉の言い方が難しいですけども。

(部会長)

こういった説明を受けて、総合的にこれに対して承認するかしないかを決めればよろしいということですよ。

(事務局)

そうです。

(部会長)

なので、今（説明の）あったことに関しては、細かいところは我々の関知するところではない、ですよ。

(委員)

そうです。

(部会長)

我々の責任が一体どこまであるのか。

それによって回答も変わってき得ますので、そこは関係ないということだけ。関係ないというか、それは踏まえた上で。

(事務局)

そうですね、細かい細部とか先ほど言った説明的なところを、当然我々も審査した上で整理をさせていただいているので、それを踏まえ解除の手続きを進めていくことになりますので。

(部会長)

分かりました。

本案件に関してですけれども、基本的には承認ということで進めたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(部会長)

それでは、承認とすることと決定いたします。

なお、答申の内容につきましては、部会長に一任させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、本日の議案の審議をこれで終了いたします。

議事録については、事務局で取りまとめをお願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、広島県森林審議会第 137 回森林保全部会を終了いたします。

ありがとうございました。

(事務局)

どうもありがとうございました。

委員の皆様には、大変ご多忙のところご出席いただきまして、また、熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

今後ともご指導、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。